

2026 年度助成金募集要項

公益財団法人バロック村井博之財団

1. 趣 旨

環境問題、人権問題及び大量廃棄といった現代社会が抱える課題の解決や SDGs の達成に寄与する活動に対して積極的に助成を行い持続可能な社会の発展を企図するものである。

2. 助成対象

『衣』『食』『住』など生活に密着した持続可能な社会発展に寄与する活動（研究・開発を含む）で、持続可能な開発目標（SDGs）ゴールのうち、以下に関連するものを対象とします。

ー持続可能な開発目標（SDGs）ゴールー

- 目標 6： 安全な水とトイレを世界中に（水・衛生）
- 目標 12： つくる責任、つかう責任（持続可能な消費と生産）
- 目標 13： 気候変動に具体的な対策を（CO₂排出量削減）
- 目標 14： 海の豊かさを守ろう（海洋資源）
- 目標 15： 陸の豊かさを守ろう（陸上資源）

例えば

- ①衣服ロス削減に向けた具体的な活動
 - （大学内に『洋服ポスト』を設置し、発展途上国に寄付）
 - （セカンドハンド（古着）市場を活性化させるための、共有アプリ開発）
 - （廃棄衣料品の再活用に関する再資源化の研究）
 - （リサイクル資材を活用したファッションショーの開催）
- ②食品ロス削減に向けた具体的な活動
 - （食品廃棄を半減させるための、共有アプリ開発）
- ③生産時環境負荷の低減に向けた具体的な活動
 - （デニム生産時の排水量削減に関する研究）
- ④環境に配慮した資材の改良開発に向けた具体的な活動
 - （脱プラスチック食品容器開発に関する研究）
- ⑥住居内のエネルギー消費抑制に関する具体的な活動
 - （床材の断熱性向上に関する研究）

あくまで参考例ですので、この例にとらわれず、未来に向かって挑戦する独創的なテーマを歓迎します。

3. 応募者の資格等

- ① 日本国内に居住する者で、日本国内の大学（含む大学院）、短期大学、専門学校に在学する日本人学生及び外国人留学生（以下、「学生」という）。
 - ② 応募は主体的活動を行うグループ（以下「所属グループ」という）の代表者が行い、同一グループからの出願は1件までとする。
 - ③ 本財団が企画する行事（研究発表会 等）への参加に協力することができる者。
 - ④ 助成期間終了時（2027年3月31日）まで学生であることが見込まれる者。
- ※ 3年以内に受給した者は選考時の優先順位を考慮することがあります。

4. 助成金額

助成金額は1件上限80万円、助成件数は5件程度を予定。

※ 申請された活動に係る費用総額の一部に充当されるものも認めます。

※ 採択にあたり、本財団は予算の減額調整を行うことがあります。

助成金の使途は、申請された研究・開発若しくは活動にあたり通常必要とされる費用で、目的と計画に照らして合理的な範囲とし、人件費・事務維持費・生活費等の経費を除きます。支出内容は記録に残し、研究終了後に「完了報告書」を「収支報告書」に併せて提出してください。（報告方法・様式については、後日対象者に通知します）

助成金額に残余が生じた場合は、ご返却を願います。

5. 助成期間

2026年4月1日～2027年3月31日までの1年間

（予期しなかった研究進捗の遅延があった場合や特別な制約がある場合、対象者の傷病、事故や被災等々の場合には、直ちにご連絡願います。個々に対応いたします）

6. 応募方法

- (1) 申込は、本財団所定の「助成申請書」、「活動計画書」、「収支計画書」並びに「推薦書」に必要事項を記入し、「在学証明書（原本）」を添付の上、郵送により提出してください。なお、申請書類は、本財団のホームページからダウンロードできるほか、郵送での請求も可能です。
- (2) 「推薦書」は、申請者又は申請代表者が在学する学校長等（学校長又は指導教授）から受領してください。
- (3) 「在学証明書」は、代表者分のみで結構です。発行から2ヶ月以内のものを添付してください。
- (4) 一次審査（書類選考）を通過した者を対象に、2025年12月頃、二次審査（面接選考）を行う予定にしております。
- (5) 提出された書類は返却いたしません。本財団の個人情報管理規程に従い、適正に処理いたします。

- (6) 申請書は、返却をいたしませんので、必要のものは複写するなどして、控えをご準備ください。

7. 募集期間

2025 年 10 月 1 日～2025 年 11 月 14 日（当日消印有効）

8. 助成金の決定

- (1) 本財団の選考委員会において、研究・開発若しくは活動内容を選考の上、理事会において決定します。
- (2) 選考結果は 書面にて 2026 年 1 月末までに応募代表者宛に通知します。
- なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

9. 助成金の交付

2026 年 2 月頃に助成金受給者本人又は所属グループ代表者の銀行口座に助成金を振り込みます。

10. 活動成果の報告

活動成果は、所定の様式に基づき活動終了後 3 ヶ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての「完了報告書」及び「収支報告書」を提出するものとする。

11. その他注意事項

助成金の採用内定を受けた後、計画等に重要な変更、中止又は廃止をしようとする場合には、速やかに文書にて、本財団まで報告をしてください。

以下の事項が発生した場合は、助成金の交付取り消しまたは一部の返還を求めることがあります。

- ・申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- ・助成金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- ・申請内容に大幅な変更が生じたとき
- ・必要書類の内容に虚偽の記載が判明したとき
- ・必要書類の提出を怠ったとき
- ・傷病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
- ・助成対象者として適当でない事実があったとき
- ・前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 推薦書および助成金申請書に含まれる個人情報は、助成の選考及び選考結果のご通知のために使用いたします。

- (2) 助成が決定した場合は、応募者のお名前、又は所属グループ及び活動テーマを公表いたします。

13. 申請書類提出先・連絡先

公益財団法人バロック村井博之財団 事務局

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 4 丁目 7 番 7 号 住友不動産青葉台ヒルズ

Mail : info@baroque-murai.or.jp

Web : <https://baroque-murai.or.jp>

※「助成金応募書類在中」と明記ください。

※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

以 上